

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学則(平成16年度九大規則第1号)第17条第3項の規定に基づき設置する監査室が行う国立大学法人九州大学(以下「本学」という。)における業務及び会計に関する内部監査(以下「監査」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、総長の命により、本学における業務及び会計の状況について、適法性及び合理性の観点から公正不偏かつ客観的な立場で検討及び評価を行い、もって、業務運営の効率化と会計処理の適正化を図ることを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査は、業務及び会計を対象とし、次に掲げるとおり実施する。

- (1) 業務監査 本学の業務及び制度が法令及び学内規則等に基づき、適正に運用されているかについて監査を行う。
- (2) 会計監査 本学の会計処理が法令及び学内規則等に基づき、正当な証拠書類等により適正に行われているかについて監査を行う。

(監査の種類)

第4条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

- 2 定期監査は、第6条の監査計画書に基づき、毎事業年度定期的に行う。
- 3 臨時監査は、総長が必要と認めた場合に行う。

(監査の方法)

第5条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。

(監査計画書)

第6条 監査室長は、毎事業年度初めに、当該年度における監査の基本方針及び全体計画を記載した監査計画書を作成し、総長の承認を得なければならない。ただし、臨時監査については、この限りではない。

(監査実施計画書)

第7条 監査室長は、監査を実施するときは、監査実施計画書を作成し、総長に提出する。

- 2 監査実施計画書には、監査方針、監査事項、監査を受ける部局等(以下「被監査部局」という。)監査実施日程、監査方法その他必要な事項を記載するものとする。

(監査員)

第8条 監査は、監査室長の統括のもとに、監査員が実施する。

- 2 監査員は、監査室の職員をもって充てる。
- 3 監査室長が必要と認めるときは、総長の承認を得て、監査室の職員以外の本学職員を監査員として委嘱することができる。

(監査員の権限)

第9条 監査員は、監査の実施に当たっては、被監査部局に対して、帳票書類の閲覧又は提出、関係者からの事情聴取その他監査の遂行に必要な行為を求めることができる。

(被監査部局の義務)

第10条 被監査部局は、監査が円滑に行われるよう監査員に協力しなければならない。

- 2 被監査部局は、前条の監査員の求めに対し、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

(監査員の遵守事項)

第11条 監査員は、監査の実施に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 監査員は、事実に基づき公正不偏の立場で監査を実施しなければならない。
- (2) 監査員は、職務上知り得た事項について、正当な理由なく他に漏らしてはならない。
- (3) 監査員は、被監査部局の業務の処理方法等について、直接指揮命令をしてはならない。ただし、軽微な事項については、改善指導又は助言を行うことができる。

(監査の通知)

第12条 監査室長は、監査の実施に当たっては、あらかじめ被監査部局の長に対し、監査実施日程、監査事項、監査員名、その他必要な事項を文書により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(監査調書の作成)

第13条 監査員は、監査を実施したときは、監査過程、監査結果及び関連情報等を記録した監査調書を作成し、監査室長に提出しなければならない。

(監査結果の報告)

第14条 監査室長は、監査を終了したときは、遅滞なく前条の監査調書に基づき監査報告書を作成し、総長に提出しなければならない。

(是正改善措置の要求等)

第15条 監査室長は、監査の結果、是正又は改善を要する事項がある場合は、総長の指示に基づき、当該被監査部局の長に対し、書面により是正又は改善の措置(以下「是正改善措置」という。)を求めるものとする。

2 被監査部局の長は、是正改善措置を求められたときは、速やかに是正改善措置の内容及び期限等を記載した回答書を作成し、監査室長に提出しなければならない。

3 監査室長は、回答書を受領したときは、総長に報告するものとする。

4 監査室長は、是正改善措置の要求のほか、監査結果に基づく意見表明を行うことができる。

(是正改善措置の確認)

第16条 監査室長は、是正改善措置の実施状況、効果等について、調査及び確認を行い、その結果を総長に報告するものとする。

(監査情報の公表)

第17条 監査室長は、監査計画書、監査実施計画書、監査報告書その他監査に係る情報の公表に努めるものとする。

(監事等との連携)

第18条 監査室は、監事及び会計監査人と緊密な連携を図り、効率的な監査の実施に努めるものとする。

2 監査室長は、監査計画書、監査実施計画書、監査報告書及び第15条第2項の回答書の写しを監事に送付するものとする。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監査室長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。